AZ-COMネット　スマートフォンサービス　ご利用規約

平成２９年６月２１日

この、ご利用規約（以下「本規約」といいます。）は、一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク（以下「AZ-COMネット」といいます。）がスマートフォンサービスのご利用条件を定めるものです。本規約に反した行為が認められた場合は、スマートフォンの返還を求めることがございます。お申込み前に必ず、ご一読下さい。

Ⅰ 本規約　概要

１．本スマートフォンサービスに関する契約は、株式会社NTTドコモと株式会社丸和運輸機関の間で締結され、契約に係る名義は全て「株式会社丸和運輸機関」となります。
２．本スマートフォンは、AZ-COM会員様の業務用電話として貸与するものです。
３．貸与するスマートフォンの無料通信量を超過した場合は従量課金となり、速度制限がかかるものではありません。
４．個々の利用通信量を、個人で確認することは出来ません。
５．従量課金の負担は無料利用分を超えた利用者間で、それぞれの超過分に応じて按分で算出します。
６．貸与するスマートフォンは付属備品を含め、全てレンタル品です。
７．レンタル契約年数は、端末１台につき３年です。
８．３年経たずにスマートフォンを解約する場合は端末残価を、ご負担頂きます。
９．弊社からの脱会または除名により会員資格を喪失した場合は、貸与されたスマートフォンの利用資格を喪失します。
１０．在庫の確保に時間を要するため、納品には1ヶ月程度、お時間を頂く場合がございます。

Ⅱ 本規約　詳細

第１条（適用）

本規約は当社とスマートフォンサービスご利用のAZ-COM会員様との間の、本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されるものとします。

第２条（禁止事項）

１．私用として利用すること。
２．内蔵カード（SIM、UIMカード）を故意に抜き取り使用すること、転売すること。
３．端末本体を転売すること。
４．申請し、承認を受けた使用者以外の第三者に使用させること。
５．料金プランや条件などの情報を第三者へ漏洩、公開すること。
６．ネットワーク暗証番号の不正な利用及び第三者へ漏洩、公開すること。

第３条（契約名義）

１．本スマートフォンサービスに関する契約は、株式会社NTTドコモと株式会社丸和運輸機関の間で締結され、契約に係る名義は全て「株式会社丸和運輸機関」となります。
２．株式会社丸和運輸機関の名義であるため、弊社は各端末の連絡先・通信先を確認することが出来ます。
３．株式会社丸和運輸機関またはAZ-COMネットは、動画閲覧など過度なデータ利用で他の利用者に悪影響を及ぼす事態を回避するため、管理上必要と認められる場合に限り、特定利用者の利用状況をチェックするとともに、適正な利用をお願いすることがあります。
４．株式会社丸和運輸機関の名義であるため、料金プラン・条件、その他このスマートフォンに関する全ての問い合わせは、全て事務局にお願い致します。株式会社NTTドコモへの直接のお問い合わせは、お止めください。

第４条（趣旨）

１．本スマートフォンサービスは、AZ-COM会員様の業務用電話として貸与するものです。
２．日々の業務以外で利用することは、ご遠慮下さい。
３．従業員様以外に貸与することは、ご遠慮下さい。

第５条（費用）

１．本スマートフォンサービスに関わる費用は、全て利用お申込み企業様の負担です。
例）月々の利用料（ユニバーサルサービス利用料を含む）
有料通話（ナビダイヤル、テレドーム等）、電報
「おさいふケータイ」、アプリケーション課金等（個人のクレジットカードで決済しなかった場合）
機種変更等に伴う、変更前の端末残価、解約金、MNP予約番号の発行費用等
補償に加入していない場合の故障・紛失等の費用
端末返却時の費用
納品時の送料（詳細は第１５条に記載）
２．スマートフォンに対して掛かった費用は請求書にて、ご請求申し上げます。

第６条（端末）

１．　貸与するスマートフォンは付属備品を含め、全てレンタル品です。大切に扱って下さい。
２．　解約時には、端末本体および付属品（箱、イヤホン、ACアダプタ、説明書等）の全てを返却して頂きます。
３．　返却時に、端末本体および付属品（箱、イヤホン、ACアダプタ、説明書等）が一部でも紛失していた場合は
　　別途、料金が発生する場合がございます。
４．　端末の色の指定は出来ません。
５．　在庫の確保に時間を要するため、納品には1ヶ月～1ヶ月半程度、お時間を頂く場合がございます。
　　在庫状況にもよりますが、2ヶ月程度お時間を頂戴する場合もございます。

第７条（補償）

１．　故障・紛失に関する補償は、その端末を契約する初回時のみ加入出来ます。（内容については別紙を参照）
２．　途中、補償を解約した場合は再加入が出来ません。
３．　補償に加入していない場合の、故障・紛失等にかかる費用は全て利用お申込み企業の負担です。
４．　補償内容の詳細は、別紙（AZ-COMネット会員様向けスマートフォン　補償内容）をご確認下さい。

第８条（課金）

１．　貸与するスマートフォンの無料通信量を超過した場合は従量課金となり、速度制限がかかるものではありません。
２．　１台当たり無料通話230分および無料通信量3GBですが、実際は株式会社丸和運輸機関グループ従業員とAZ-COMネット
　　パートナー企業様の合計契約台数に応じたシェアとなります。

例）　株式会社丸和運輸機関グループ　契約端末数　2台　…　①
　　AZ-COMネット パートナー企業様　契約端末数　8台　…　②
　　①　＋　②　＝　10台　…　③
　　③　×　230分/台　＝　2300分（シェア通話料）
　　③　×　3GB/台　＝　30GB（シェア通信量）

３．　従って、各利用者が通話230分またはデータ3GBを超えた時点で即課金されるのではなく、全利用者の利用合計が
　　230分×契約台数または3GB×契約台数を超えた場合に課金されます。
４．　その際の課金負担は、無料通話230分または無料通信量3GBを超えた利用者間で、それぞれの超過分に応じて
　　<u>按分で</u>算出します。（詳細は別途記載）
５．　超過時の課金額は「通話5分：200円　通信1GB：3,000円（1KB：0.003円）」が目安となります。
　　※端数、利用通信量等により多少、変動します。
　　※単純計算で、１分あたり40円、30秒当たり20円となります。
６．　個々の利用通信量を、個人で確認することは出来ません。

第９条（請求）

１．　超過分の課金額は、無料通話230分または無料通信量3GBを超えた利用者間で、それぞれの超過分に応じて按分で算出します。
（第７条 ４項参考）

例）　株式会社丸和運輸機関グループ　契約端末数　2台　…　①
AZ-COMネット パートナー企業様　契約端末数　8台　…　②
①　＋　②　＝　10台　…　③
③　×　230分/台　＝　2300分（シェア通話料）
③　×　3GB/台　＝　30GB（シェア通信量）

≪パターン１≫　貸与者の全員が「230分の通話料」と「3GBの利用通信量」を使用し、かつ超過した人がいた場合
〇月度　通話時間　2400分　　100 分の超過
〇月度　通信量　60GB　　30 GBの超過
超過通話料　請求金額　　4000 円（上記５．より、5分あたり200円（=1分あたり40円）で算出）
超過通信量　請求金額　　90,000 円（上記５．より、1GBあたり3,000円で算出）

≪通話料の計算≫

	企業毎の シェア通話料	企業名	従業員名	利用通話時間（合計）	個人毎の超過通話時間	企業毎の超過通話時間	超過分ご請求金額	計算式
	460 分	株式会社丸和運輸機関グループ	従業員A	243 分	13 分	33 分	1,320 円	40円/分×33分
		株式会社丸和運輸機関グループ	従業員B	250 分	20 分			
	690 分	パートナー企業 X社様	従業員C様	233 分	3 分	27 分	1,080 円	40円/分×27分
			従業員D様	244 分	14 分			
			従業員E様	240 分	10 分			
	460 分	パートナー企業 Y社様	従業員F様	241 分	11 分	14 分	560 円	40円/分×14分
			従業員G様	233 分	3 分			
	690 分	パートナー企業 Z社様	従業員H様	234 分	4 分	26 分	1,040 円	40円/分×26分
			従業員I様	245 分	15 分			
			従業員J様	237 分	7 分			
合計	2300 分		合計	2400 分	100 分	100 分	4,000 円	

≪通信量の計算≫

	企業毎の シェア通話料	企業名	従業員名	利用通信量（合計）	個人毎の超過通信量	企業毎の超過通信量	超過分ご請求金額	計算式
	6 GB	株式会社丸和運輸機関グループ	従業員A	4 GB	1 GB	6 GB	18,000 円	90,000円 $\times\frac{6}{30}$
		株式会社丸和運輸機関グループ	従業員B	8 GB	5 GB			
	9 GB	パートナー企業 X社様	従業員C様	6 GB	3 GB	6 GB	18,000 円	90,000円 $\times\frac{6}{30}$
			従業員D様	5 GB	2 GB			
			従業員E様	4 GB	1 GB			
	6 GB	パートナー企業 Y社様	従業員F様	7 GB	4 GB	7 GB	21,000 円	90,000円 $\times\frac{7}{30}$
			従業員G様	6 GB	3 GB			
	9 GB	パートナー企業 Z社様	従業員H様	8 GB	5 GB	11 GB	33,000 円	90,000円 $\times\frac{11}{30}$
			従業員I様	4 GB	1 GB			
			従業員J様	8 GB	5 GB			
合計	30 GB		合計	60 GB	30 GB	30 GB	90,000 円	

※端数等により、金額が変動する場合がございます。

例）　株式会社丸和運輸機関グループ　契約端末数　2台　…　①
AZ-COMネット パートナー企業様　契約端末数　8台　…　②
①　＋　②　＝　10台　…　③
③　×　230分/台　＝　2300分（シェア通話料）
③　×　3GB/台　＝　30GB（シェア通信量）

≪パターン２≫ 貸与者の一部が「230分の通話料」と「3GBの利用通信量」を使用しない状態で、超過した人がいた場合
〇月度　通話時間　2330分　　30 分の超過
〇月度　通信量　40GB　　10 GBの超過
超過通話料　請求金額　　1200 円（上記５．より、5分あたり200円（=1分あたり40円）で算出）
超過通信量　請求金額　　30,000 円（上記５．より、1GBあたり3,000円で算出）

≪通話料の計算≫

	企業毎のシェア通話料	企業名	従業員名	利用通話時間	個人毎の超過通話時間（マイナス表記は余った通話時間）	企業毎の超過通話時間（マイナス表記は余った通話時間）	按分計算に基づいた超過分ご請求金額	計算式
	460 分	株式会社丸和運輸機関グループ	従業員A	222 分	-8 分	-26 分	0 円	
		株式会社丸和運輸機関グループ	従業員B	212 分	-18 分			
	690 分	パートナー企業X社様	従業員C様	230 分	0 分	31 分	664 円	1,200円 ×$\frac{31}{56}$
			従業員D様	250 分	20 分			
			従業員E様	241 分	11 分			
	460 分	パートナー企業Y社様	従業員F様	220 分	-10 分	0 分	0 円	
			従業員G様	240 分	10 分			
	690 分	パートナー企業X社様	従業員H様	238 分	8 分	25 分	536 円	1,200円 ×$\frac{25}{56}$
			従業員I様	242 分	12 分			
			従業員J様	235 分	5 分			
合計	2300 分		合計	2330 分	30 分	30 分	1,200 円	

※黄色で塗り潰した企業が請求対象企業　　※超過分の合計：分母
超過通信量：分子

≪通信量の計算≫

	企業毎のシェア通話料	企業名	従業員名	利用通信量（合計）	個人毎の超過通信量（マイナス表記は余った通信量）	企業毎の超過通信量（マイナス表記は余った通信量）	按分計算に基づいた超過分ご請求金額	計算式
	6 GB	株式会社丸和運輸機関グループ	従業員A	2 GB	-1 GB	-1 GB	0 円	
		株式会社丸和運輸機関グループ	従業員B	3 GB	0 GB			
	9 GB	パートナー企業X社様	従業員C様	9 GB	6 GB	8 GB	21,818 円	30,000円 ×$\frac{8}{11}$
			従業員D様	1 GB	-2 GB			
			従業員E様	7 GB	4 GB			
	6 GB	パートナー企業Y社様	従業員F様	4 GB	1 GB	0 GB	0 円	
			従業員G様	2 GB	-1 GB			
	9 GB	パートナー企業X社様	従業員H様	4 GB	1 GB	3 GB	8,182 円	30,000円 ×$\frac{3}{11}$
			従業員I様	5 GB	2 GB			
			従業員J様	3 GB	0 GB			
合計	30 GB		合計	40 GB	10 GB	10 GB	30,000 円	

※黄色で塗り潰した企業が請求対象企業　　※超過分の合計：分母
超過通信量：分子

第１０条（解約）

１．　レンタル契約年数は、端末１台につき３年です。

２．　３年経たずにスマートフォンを解約する場合は端末残価を、ご負担頂きます。

≪各種端末料金≫

MONO　32,400円

SO-02J　58,800円

iPhone7　76,200円

★ 端末残価　計算方法：（各端末料金÷36ヶ月）×（36ヶ月－利用月数）

例）SO-02Jをレンタルして、14ヶ月で解約する

端末残価：（上記より：58,800円÷36ヶ月）×（36ヶ月-14ヶ月）＝35,926円　…　①

月々の利用料金：｛（1,500+137）×1.08｝+ユニバーサル利用料（2～3円程度）＝1,771円　…　②

端末返却時時　必要費用 ：①　＋　②　＝　37,697円

※月の途中で返却となった場合は、利用料金が日割りとなります。

第１１条（利用資格の喪失）

１．　AZ-COMネットの脱会または除名により会員資格を喪失した場合は、貸与されたスマートフォンの利用資格を喪失します。

２．　利用資格を喪失した場合は速やかに、貸与している全てのスマートフォン及び付属部品を返還して頂き解約の手続き、また精算を行います。

第１２条（申し込み）

１．　申し込みにあたっては、利用申込書と誓約書をご記入下さい。

２．　誓約書には貸与する方全ての、ご署名を頂きます。

３．　誓約書は原本が必要となります。

４．　AZ-COM携帯の番号をそのまま利用してお申込み頂いた場合、新しいスマートフォンへの切り替え（以下、電波開通作業）は、会員企業様にて行って頂きます。

５．　全ての電波開通作業終了後は、AZ-COM携帯及び付属品（ACアダプタ・箱）など貸与した全てを事務局までご返送頂きます。

６．　返却時の送料はご負担下さい。

７．　AZ-COM携帯及び付属品（ACアダプタ・箱）の返却が無かった場合、スマートフォンの利用を差し止める場合がございます。

第１３条（本サービス内容と変更）

１．　本サービスの内容（端末・料金等）は、2017年4月現在のものです。

２．　端末・料金は、経年により変更となる場合がございます。

３．　当社が必要と判断した場合は、いつでも本規約を変更することができるものとします。

第１４条（免責事項）

当社は、本スマートフォンを利用して第三者との間に生じた連絡および紛争に関する責任は一切負いません。

第１５条（その他）

１．　上記に示した料金には全て、外税です。

２．　端末送付時の送料を頂戴致します（実費請求）。
ご注文頂いた台数・お届け先によって変動しますが500円～2,000円程度となります。

３．　この利用規約に疑義が生じた場合は都度、協議のうえ取り決めるものとします。

ご不明な点につきましては、個別に事務局までご連絡願います。

〒 100-0005
東京都千代田区丸の内1-8-2　鉄鋼ビルディング本館　5F
一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク　事務局
TEL　：　03-3212-1111
FAX　：　03-3212-1112
Mail　：　azcom-net.info@momotaro.co.jp

上記事項に同意を頂けましたら、下記にアクセスし申込書と誓約書をご記入の上、両方とも事務局にご提出下さい。
なお、お手数ですが誓約書は原本を、上記住所までご郵送下さい。
※誓約書の内容はフューチャーフォンと異なりますのでお気を付けください。

≪　お申込書並びに誓約書　≫

お申込みの種類によって、申込書が変わります。ご注意下さい。

誓約書は必ず原本を事務局までご郵送下さい。

お申込書	新規番号でのお申込み	Excel	http://aznet.i-momotaro.co.jp/member/files/スマートフォン新規申し込み書(新規番号).xlsx
		PDF	http://aznet.i-momotaro.co.jp/member/files/スマートフォン新規申し込み書(新規番号).pdf
	AZ-COM携帯の番号をそのまま利用してお申込	Excel	http://aznet.i-momotaro.co.jp/member/files/スマートフォン新規申し込み書(乗り換え).xlsx
		PDF	http://aznet.i-momotaro.co.jp/member/files/スマートフォン新規申し込み書(乗り換え).pdf
誓　約　書		PDF	http://aznet.i-momotaro.co.jp/member/files/スマートフォン利用誓約書.pdf